

法政大学大学院チューターに関する規程

規定第1076号
一部改正 2014年4月1日 2015年4月1日
2016年4月1日
全部改正 2018年4月1日
一部改正 2019年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院チューターについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 大学院チューターは、毎年度大学院に雇用される大学院生等で、その専門的知識により主に下級生に対して研究活動における補助的な指導及び助言を行う者とする。

(職務)

第3条 大学院チューターの職務は以下の各号に掲げる事項について、補助的な指導及び助言を行うものとする。

- (1) 大学院の授業内課題（レポート等）の作成
 - (2) 学位論文作成その他の研究及び学習上の事項
 - (3) 大学院生活に関する事項
 - (4) その他、前三号に関連する事項で研究科長会議が認めたもの
- 2 1名の大学院チューターが指導及び助言を行うことができる指導対象大学院生等（以下、「指導対象院生等」という。）は、年間3人を限度とする。ただし、研究科教授会又はインスティテュート運営委員会が必要と認めた場合にはその限りではない。

(資格)

第4条 大学院チューターの資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本大学院修士課程に在籍する者。ただし、修士課程休学者を除く。
- (2) 本大学院博士後期課程に在籍する者
- (3) 本大学院修士課程を修了した者
- (4) 本大学院博士後期課程を満期退学した者
- (5) 本大学院で博士の学位を取得した者

(選考及び組合せ調整)

第5条 前条各号の一に該当する者は、各年度において所定の期間内に「大学院チューター申込書」を各キャンパスの大学院担当事務局に提出する。

- 2 「大学院チューター申込書」を提出した者が現に在籍し又は過去において在籍した研究科教授会又はインスティテュート運営委員会は、選考及び指導対象院生等との組合せの調整を行う。
- 3 前項の調整において指導対象院生等の人数に不均衡があるときは、複数の研究科教授会又はインスティテュート運営委員会が連携して組合せの調整を行うことを妨げない。

(採用決定)

第6条 大学院チューターの採用は、各研究科教授会又はインスティテュート運営委員会の議を経て職務権限規程に基づき決定する。

- 2 前項の決定がなされた場合、各キャンパスの大学院担当事務局は、大学院チューターの選考及び組合せの結果を速やかに公表しなければならない。

(採用期間)

第7条 大学院チューターの採用期間は、採用日から採用日の属する年度の末日までとする。

- 2 大学院チューターの再任は、これを妨げない。

(報酬等)

第8条 大学院チューターの報酬は、別表に基づき支給する。

2 大学院チューターの交通費は、支給しない。ただし、大学院チューターが本大学院在籍者でない場合、若しくは本大学院在籍者であっても授業期間(補講及び定期試験期間を含む)外又は通学する校地と異なる校地で勤務する場合は交通費を支給する。

(業務報告書の提出)

第9条 大学院チューターは、指導の都度「大学院チューター指導報告書」を作成し、月単位で出勤報告書と併せて各キャンパスの大学院担当事務局へ提出しなければならない。

(採用取消)

第10条 次の各号の一に該当したときは、採用期間内であっても大学院チューターとしての採用を取り消す。採用取消は、当該大学院チューターの選考を行った研究科教授会又はインスティテュート運営委員会の議を経て職務権限規程に基づき決定する。

- (1) 指導対象院生等が本大学院を離籍したとき
- (2) 指導対象院生等が指導解除を求めたとき
- (3) 大学院チューターとしての指導能力がないと判断されたとき
- (4) 大学院チューターとして相応しくない事実が判明したとき
- (5) 本大学院修士課程に在籍する大学院チューターが休学したとき

(指導を受ける大学院生等)

第11条 指導対象院生等は、原則として外国人留学生とし、以下の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学大学院修士課程又は博士後期課程に在籍する大学院生
 - (2) 研究科長又は専攻主任が必要と判断する研修生、研究生又は研究員
- 2 研究科長会議の議を経て特別な措置が必要であると認められた場合には、外国人留学生以外の者も指導対象院生等とすることができる。
- 3 前2項に該当する者であっても、指導を受ける期間において休学をしたときは、指導対象院生等とすることができない。

(指導希望申請)

第12条 指導対象院生等となることを希望する者は、各年度において所定の期間内に「大学院チューター指導希望申請書」を各キャンパスの大学院担当事務局に提出しなければならない。

(指導の開始)

第13条 大学院チューターと指導対象院生等は、指導の方法及び日時等について双方協議を行った上で、具体的な指導を開始するものとする。

(指導時間)

第14条 大学院チューターの指導時間は1回100分を基準とし、指導回数に上限を設ける。その細目は研究科長会議が決定し、各年度の「大学院チューター制度募集要項」に明記する。

- 2 前項の指導時間は週20時間未満とする。また、100分1回の指導に代えて、50分2回の形で指導を実施することを妨げない。
- 3 1名の大学院チューターが同時に複数の指導対象院生等に対して指導及び助言を行うときは、その内容に関わらず、指導回数は1回として取り扱う。

(指導教員)

第15条 大学院チューターの監督は、指導対象院生等の指導教員がこれを行い、必要に応じて指導上の助言を行うものとする。

第2章 その他

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部が統括する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行う。

付則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2014年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2018年4月1日から全部改正し施行する。
- 6 この規程は、2019年4月1日から一部改正し施行する。

別表

チューターの報酬

単価	
(1回100分当たり)	4,200円
(1回50分当たり)	2,100円

注. チューターの報酬はTA (ティーチング・アシスタント) 給与を基準とする。

(追52)